

令和7年度 第1回大田区入札監視委員会次第

令和7年7月11日（金）
午後1時半～3時半
大田区役所9階 入札室

1 開 会

2 副区長挨拶

3 議 事

（1）指名停止措置の状況 資料1

（2）令和6年度下半期工事請負契約の概要 資料2-1 ～ 2-2

（3）令和6年度下半期工事請負契約抽出案件 資料3～8

（4）その他

4 閉 会

令和7年度第1回大田区入札監視委員会定例会議議事概要

開催日時	令和7年7月11日（金） 午後1時半～3時半
場所	大田区役所本庁舎9階入札室
出席委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局（説明者）	川野副区長、張間総務部長、武藤経理管財課長、 浅野施設保全課長、小池施設調整担当課長、小林基盤工事担当課長、池田契約担当係長、浦田契約担当係長、田尾契約担当係長
議事概要	1 開会 2 副区長挨拶 3 議事 （1）指名停止措置の状況 （2）令和6年度下半期工事請負契約の概要 （3）令和6年度下半期工事請負契約抽出案件 （4）事務局報告 （5）その他 4 閉会
審議の対象とした期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日 （合計116件） 制限付一般競争入札55件 総合評価落札方式入札7件 希望制指名競争入札3件 指名競争入札1件 随意契約50件
提出された報告資料	資料1 指名停止一覧 資料2－1 入札契約方式別発注工事総括表 発注工事一覧表 資料2－2 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第1回入札監視委員会入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書
審議した事案	抽出事案計5案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」（資料3）のとおり
主な意見・質疑回答等	別紙のとおり

令和7年度第1回大田区入札監視委員会 議事概要（別紙）

1 指名停止措置状況

資料1（参考資料1、参考資料2）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○前回の委員会では「大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他機械工事（Ⅰ期）」で、3件の事故については指名停止を行ったが3件目の事故については責任の所在が明らかになっていないとのことだった。今回の資料1には、当該案件に関わる業者が入っていないが、その後どうなったのか。 ○大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱では、「指名停止を受けた後3年を経過するまでの間に再び指名停止の要件に該当することになった場合は、通常の措置よりも延長して指名停止期間を定めることができる」と定めているが、この要件には該当しないのか。 ○損害賠償をしたら指名停止にはならないということか。 ○参考資料1の、「大田区北千束三丁目付近管渠改良工事（下水道）」で、本来取り除くべき下水道管を残置していた事例だが、検査で見つけることは難しかったのか。また、このようなことが起こらないような対策はあるか。 ○下水道管が取り残されていても、何か具体的に下水道の機能に不具合が起きたということはないのか。	○3件の事故の原因については、昨年10月に区のホームページ上で事故調査結果報告書を公表しております。その報告書に基づき関係している受注者に対して損害賠償請求を行い、全額支払われたため指名停止にはしていません。 ○前回ご審議いただいた指名停止については、契約履行成績不良等で指名停止としました。別件の工事で成績不良を出したわけではないので、この要件には該当しませんでした。 ○損害賠償請求をして、支払っていただけずに調定や裁判になれば、指名停止措置要綱に該当する要件があるので指名停止になりますが、今回はお支払いいただいたので指名停止にはなりませんでした。 ○残置された下水道管は、埋め戻して見えない場所にあったため検査では分からず、次の工事の試掘で判明しました。今後、工事における不可視部分については、施工段階ごとにチェックを増やすことで対応していきます。 ○機能としては問題がない状況でした。

2 令和6年度下半期工事請負契約

資料2-1・2-2

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○資料2-1を見ると、制限付一般競争入札で指名者数が1者や2者のケースが多いようだが、手挙げが少ない状況が続いているのか。 ○前回の委員会で、昇降機設備改修工事では、リニューアル工事でどこの業者でもできる工事であると判断される場合は制限付一般競争入札で行うと聞いていたが、資料2-1にある「大田区立くすのき園昇降機設備改修工事」は一者しか手挙げがなく落札率も100%となっている。実質的に随意契約のように思えるのだが、どのように入札を行ったのか。 ○入札時には、参加者がどれだけいるか分かるのか。また、応札額が予定価格と同額ということはあるのか。 ○入札の形を取っているが、業者と話し合っこの金額にしたということはないか。 ○正しく手続きをされていると思うが、このように疑義が出そうな案件の場合は、こうした結果になった理由を説明できるようにしておいていただきたいと思う。 ○予定価格を設定する上での資料は、年度初めの4月に決めて変更しないのか、それとも何か月かに一度見直しているのか。	○大田区では、区内業者を優先して発注しているため、例えば造園のように業者が少ない業種では手挙げも少ない傾向があります。また、建設業法上所定の技術者を出さなければならない場合は、後半の工事になればなるほど既に契約している工事で技術者を出してしまっているため対応できず、手挙げが少なくなるのではないかと考えられます。 ○この案件はリニューアル工事になるので、随意契約ではなく、制限付一般競争入札で募集し、1者が手を挙げて結果としてこの落札率となりました。 ○入札時には、業者側では参加者が1者だけということは分からないようになっています。この事例は、予定価格も入札額もキリの良い数字であったため差異が出ず、たまたま額が一致したのではないかと考えられます。 ○そのようなことはなく、適切に積算したものを予定価格として設定し、適正な手続きで入札を行った結果となります。 ○ありがとうございます。承知しました。 ○予定価格の積算資料については定期的に見直しており、物価や材料費の上昇分を適切に反映しております。

○今回抽出された案件を含めて産業プラザの工事が３件あり、工期も長く金額も多額である。議会に諮ること以外に行うべき手続きがあるのか。 ○大規模な工事になると、大きい業者に一括して発注した方がお互いに手間が少ないように感じられるが、分割して発注するのはなぜか。また、分割する場合の金額の目安などはあるのか。 ○分割が適切に行われているかどうかの確認は行っているのか。	○入札の条件を設定するために、事前に資格審査委員会という委員会を開催します。そこで議会の議決に付すような高額な工事に関しては、参加者に係る条件の設定について審議し、その了解を得て入札を行うという手続きがあります。 ○国からの指導で分離発注を基本にするようになっているため、区でも業種ごとに分けて発注しています。分割が可能な案件は分離発注していますが、建築の中に入った別業種の金額が著しく少額であった場合や、例えば空調機に付随する電気工事のようなものであれば一体で発注する場合があります。 ○工事発表時に、どのような工事をするか工事担当課で決めたものが契約課に上がってきますので、一本発注になっているものについては分割しなくてもいいのかを確認するようにしています。
--	--

3 令和6年度下半期工事請負契約抽出案件

事前に当番委員が抽出した5案件一覧（資料3）

（1）制限付一般競争入札案件（1件）

○ 大田区産業プラザ大規模改修電気設備工事 （資料4）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○入札に参加する者の資格として出資割合を決めているが、本案件に対する出資割合はどのように確認しているのか。	○公告の条件に合わせて決められています。JVを組む2者で事前に協定を結んでいただき、協定書で出資比率を確認しています。
○JVの場合は80%と20%というケースが多いのか。	○公告の範囲内であれば設定は任意になりますので、場合によっては70%と30%であったり、業種によっては60%と40%で出てくることもあります。
○割合が工事に影響することはないのか。	○割合が工事に影響することはありません。以前は割合を固定していましたが、業者同士が組みやすくすることで手挙げを増やしたいということもあり、出資割合は業者の任意とするようになりました。
○出資割合は、入札に参加する者の資格の中であまり固定して定めない方が良いのか。	○任意としていますが、第一順位の業者に最終的な責任があるので、50%と50%のように責任所在があいまいになってしまうことは避けたいと考えます。
○当該案件は議会の承認を得ているということだが、いつ承認を得てどのように確認しているのか。	○承認を得たのは令和6年12月9日で、議決謄本で確認をしています。入札日が仮契約日で、議決を得た日が本契約日となります。
○ジョイントを組む時は、いつも同じ業者同士が組むというわけではなく、相手が変わることもあるのか。また、それぞれに責任者が必要になるのか。	○同じ業者同士が組むことを推奨しているわけではなく、業者ごとに組みやすい相手と組んでいると思われます。 建設業法上、それぞれに技術者の選任が必要になります。組みやすくなるように、JV数を3から2にするなどして対応する場合があります。

(2) 制限付一般競争入札案件（1件）

○ 大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事（資料5）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○当該工事のように大規模な工事になると、1者以上集まるのは難しいのか。	○（1）でご審議いただいた電気の案件と比較すると、機械に関しては業者数が圧倒的に少ない状況です。JVで募集しても1者しか成立しなかった事例があるため、単体で発注して複数業者が入ることを期待していたのですが、結果として1者となってしまいました。
○10月23日の同一案件では不調であったとのことだが、2回目になる12月25日の入札では予定価格を変更したのか。業者側が予定価格を知った上で2回目の入札をしたということはないか。	○当該工事は対象が特殊な建物であり、その上工期も非常に長い工事になります。通常の単価ではできないということが見えてきたため、予定価格を大幅に増額しました。予定価格は非公表にしておりますので、業者側からは自社で入れた金額では落札できなかったという事実は分かりますが、予定価格は分からないようになっています。
○入札参加者が増えるよう様々な工夫をしていると思うが、高額な案件になるので、それでも競争性が発揮されることが分かるよう、引き続き尽力されたい。また、予定価格が大幅に増額になった理由を説明できるようにしておいていただきたいと思います。	○引き続き、競争性が発揮されるよう努めてまいります。

(3) 総合評価落札方式入札（1件）

○ 新田橋耐震改良工事 （資料6）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○入札経過調書の結果を見ると、落札者の技術点が最も低く、工事成績点は0点であった。これでも問題ないという範囲で行っているのか。 ○この工事に対する評価はどうだったのか。 ○総合評価方式というのは、良い工事をしてもらうための契約方式だと思うが、技術点が良くなくても優良な工事をしてもらえるのであれば、総合評価方式を行う意義はどこにあると考えるか。	○総合評価方式の趣旨からすると技術点が優れている業者に落札していただきたいのですが、点数が低いから当該工事ができないということではありません。入札参加者は一定の条件を満たしており、今回は予定価格の中に入った業者が1者だったので、このような結果となりました。 ○昨年の12月に契約し、6月下旬で工事の進捗は54%となっています。橋桁を架け替える工事になりますので、元あった橋桁を撤去し、これから新しい橋桁を仮設する状況となっています。施工体制を確認しながら実施しており、現在のところ予定通り事故なく進んでいます。 ○対象になる工事をしっかりやっていただければ次回の入札時に工事成績評価点が上がるので、その繰り返しになっていきます。当区では特別簡易型を採用して、過去の工事実績や区の優良工事表彰実績等の技術評価に加えて、環境配慮や災害時協力協定締結の有無、区政への貢献等の地域貢献も評価して点数をつけています。

(4) 希望制指名競争入札（1件）

○ 久原小学校非常放送設備改修工事 （資料7）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○最低制限価格未満で入札した業者が多かったようだが、予定価格の幅を狭めていくような傾向にあるのか。	○国の指針によっているため、金額競争の幅が狭くなる傾向はあると思います。そのため、総合評価方式やその他の入札方式を併用しながら対応しています。
○予定価格の幅を狭めていくというのは、不当な入札を防ぐとともに、できるだけ予定価格を引き上げるという意図があるのか。	○昨今の建設業界の働き方改革や労務単価の上昇等に対応して、適切な金額で契約できるよう考慮していると思われます。
○入札する業者としては、予定価格を正確に予測しないと落札できないような状況である。	○最低制限価格の計算式は公表されていますが、計算式だけ見ても入札前にぴったりと当てることは難しいと推察されます。入札した業者は、入札後に開示請求して内訳を確認するなどして積算に生かしているようです。

(5) 随意契約 (1 件)

○ 大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事 (資料 8)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○受注者の松井建設株式会社は、元々この学校工事の施行に関わっていたのか。	○当該業者は、学校の本体工事にあたる建築の JV の第一順位業者になります。
○先ほど、分割発注が原則であるとの説明があったが、本案件は例外的に建築工事の業者に発注したということか。	○一括発注をしたわけではなく、当初から業種ごとに分割発注をしていました。しかしながら、建築と電気は受注者が決まっていたものの、本案件だけが不調になってしまいました。そこで、建築工事を請け負った松井建設が給排水の資格も持っていたため、給排水工事として当該業者と契約をしたという経緯になります。
○付随工事や外構工事だから、本体工事と同じ業者に発注するといった理由から随意契約を行うのではなく、本案件のように 2 回の入札を経た上での随意契約であれば、相当性もあるし理解を得られると思う。他の随意契約もこのように正当な手段を尽くした上で行ってもらいたい。	○引き続き、適切な手続きのもとで契約事務を行ってまいります。
○本案件のように、随意契約であっても金額が多額であれば議会の承認を得ることになるのか。	○はい。業者から図面と内訳を元に積算した見積書をいただき、停止条件付きの仮契約を結びます。議決されれば停止条件が成就して本契約となります。
○高額な工事にもかかわらず 2 回入札を行っても落札者がいない。これは区にとっても厳しい状況であるように見受けられる。	○他区の状況を見ても、工事費が高騰して当初の計画通りに工事が進まないという事例があると聞いています。
○場所や金額の問題ではないわけですね。区としても、入札の条件として区内業者を優先して契約したいという意図があるのだから、業者の方も公共工事については優先的に応札してもらえるよう、勧奨した方がよいと考える。	○競争性を発揮しつつ、入札や業者の状況等を見ながら対応してまいります。